裁 決 書

審查請求人

平成20年12月8日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第1項ないし第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求のうち、介護人をつけるための費用の支給を求める請求を却下し、転居費、運搬費及び 家具什器費の支給を求める請求を棄却し、 が平成20年12月1日付けで審査 請求人に対し行った生活保護停止処分は、これを取り消す。

事

(以下「処分庁」という。)は、審査請求人(以下「請求人」という。)に対し、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第24条第5項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり生活保護変更申請却下処分を行った。

- (1) 平成20年9月26日付け他人介護料却下処分(以下「原処分1」という。)
- (2) 平成20年10月24日付け転居費却下処分(以下「原処分2」という。)
- (3) 平成20年10月24日付け運搬費却下処分(以下「原処分3」という。)
- (4) 平成20年11月28日付け家具什器費却下処分(以下「原処分4」という。)

また、同年12月1日、請求人に対し、法第62条第3項の規定により、生活保護停止処分(以下「原処分5」という。)を行った。

請求人は、原処分1ないし原処分5を不服として、同月8日、北海道知事(以下「知事」という。) に審査請求を行った。

請求の要旨

- 1 障害者加算のうちの「介護人をつけるための費用」が却下されたことが不服である。
- 2 病院の近くに転居するために必要な敷金等が却下されたことが不服である。
- 3 家財道具の移送費が却下されたことが不服である。
- 4 借りていた家財道具を返却するなどしたため、現在は寝具とテレビしかないのに、家具什器費が却下されたことが不服である。
- 5 障害基礎年金について収入申告の義務があること等の指示書の受取りを拒否し、指示に従わず収入 申告もしなかったとして保護を停止されたが、不必要な指示であり、また停止日前に通知されなけれ ばならないので不服である。

裁決の理由

1 認定事実

本件に関しては次の事実が認められる。



2 判断

(1) 請求の要旨1について

ア 行政不服審査法第14条第1項は、「審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、しなければならない。ただし、天災その他審査請求をしなかったことについてやむをえない理由があるときは、この限りでない。」と定めている。

- イ 知事が処分庁に依頼し提出を受けた資料によると、前記1の(3)のとおり、平成20年9月26日付けの原処分1については、同月28日に請求人が受領したと認められる。したがって、本件審査請求は、前記アの審査請求期間を徒過して提起されたものであることは明らかであり、不適法なものである。
- ウ なお、請求人は、平成20年11月25日に請求の要旨1と同じ内容の審査請求を行っており、 当該審査請求に対しては、平成21年11月4日に裁決を行っている。

(2) 請求の要旨 2 について

ア 被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、限度額以内の家賃又は間代を必要とする 住居に転居するときは、限度額に3を乗じて得た額の範囲内で必要な額を認定することができる (「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会 局長通知。以下「局長通知」という。)第7の4の(1)のカ)。

また、上記「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)問第7の30に定める15の要件のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られている。

イ 請求人は、通院が困難との理由で、病院の近くに転居するために必要な敷金等の支給を求めているが、通院が困難であるということは、前記アの要件のいずれにも該当するものではないので、 敷金等の申請を却下した原処分2に違法又は不当な点はない。

(3) 請求の要旨3について

ア 被保護者の転居等に伴う移送費については、被保護者が転居する場合又は住居を失った被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないときに支給するものである(局長通知第7の2の(7)のアの(サ))。



イ 請求人は、前記1の(7)の申請において、現住居及び の実家に置いてある荷物を、同人の前住居で、同人の だった女性が住んでいる住居に運搬するための費用を請求している。 しかし、請求人は、処分庁に対して、当該住居に転居するとは申し出ていないことから、単に荷物の移送費の支給を請求しているものである。そうすると、請求人の状況は、前記アの要件のいずれにも該当するものではないので、移送費の申請を却下した原処分3に違法又は不当な点はない。

(4) 請求の要旨 4 について

ア 法により保障される生活費には、「要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定」される経常的最低生活費と、一定の「特別の需要のある者について、最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り」認定される臨時的最低生活費(一時扶助費)がある(生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第7)。

そして、局長通知第7の2の(6)は、被保護者が次の(7)から(I)のいずれかに該当し、次官通知第7により家具什器を必要とする状態と認められるときは、家具什器を支給して差し支えないとしている。

- (7) 保護開始時において最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。
- (イ) 長期入院後退院した単身者が新たに自活しようとする場合に最低生活に直接必要な家具什器 の持合せがないとき。
- (ウ) 災害により失った最低生活に直接必要な家具什器を他の援助によりまかなうことができないとき。
- (エ) 被保護者が転居した場合において、新旧住居の設備の相違により最低生活に直接必要な家具 什器を補填しなければならない事情が認められるとき。
- イ 請求人は、借りていた家財道具を返却するなどしたため、現在は寝具とテレビしかないのに、 家具什器費が却下されたことが不服であるとするが、当該費用を申請した時の同人の状況は、前 記アの(7)ないし(1)の要件のいずれにも該当するものではないので、家具什器費の申請を却下し た原処分4に、違法又は不当な点はない。

(5) 請求の要旨 5 について

ア 法の規定等について

保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導 又は指示をすることができる(法第27条第1項)とされ、当該指導又は指示は、必要の最少限 度に止めなければならない(同条第2項)とされている。

そして、被保護者は、保護の実施機関から指導又は指示を受けたときは、これに従わなければ ならないものとされており、保護の実施機関は、被保護者がこの義務に違反したときは、あらか



じめ被保護者に対して弁明の機会を与えた上で、保護の変更、停止又は廃止をすることができる と規定されている(法第62条第1項、第3項及び第4項)。

また、課長通知問(第11の1)は、被保護者が書面による法第27条の規定による指導指示に従わない場合において保護の変更、停止又は廃止のいずれを適用するかの基準を定めており、保護を停止する基準について、当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行い、それによることが適当でない場合は保護を停止することとされている。

イ 処分庁の主張

処分庁は、平成21年3月26日付け弁明書において、次のとおり主張する。

請求人は、平成20年9月18日付けで年金の裁定を受け、同年11月14日に当該年金

を同人の口座に振り込まれたので、処分庁に届け出る必要があった。

しかし、請求人は一部を黒塗りする等、改ざんした年金証書の写しを提出したのみで、返還義務には該当しないとの主張を繰り返している。請求人は指導指示に違反し、今後も指導指示に従う意思がないものと判断できる。また、法第27条に基づく指示書の受取りを拒否し、年金支給日については虚偽の報告をした。したがって停止処分は正当である。

ウ 原処分5について

- (7) 通知書に記載してある原処分5の理由は、「指示書の受取を拒否し、指示に従おうとしなかった」ことと「年金の入金があったが未だ申告していない」ことの2つである。「指示書の受取りを拒否したこと」は保護を停止する直接の理由とはなり得ないから、年金の入金を申告していないという指示違反を理由に保護を停止したことの妥当性について判断する。
- (4) 前記アのとおり、法第27条により行う指導又は指示は、「生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な」ものとされ、その指導又は指示は、必要最小限度に止めなければならないとされている。

本件では、前記1の(11)のとおり、平成20年11月17日の時点で、処分庁は請求人に係る遡及年金の支給日及び支給額等を把握していたことが認められる。そうすると、その情報をもとに法第63条に基づく保護費の返還金額の決定を行うなどの対応は可能であったと考えられる。さらに、前記1の(6)によれば、請求人は当該年金の支給年月及び金額を了知していたと推認され、また、「年金の受領は12月になる。」と事実と異なることを述べているが、当該年金の受領自体を否定していた事実はないことからすると、当該年金の受領を申告させなければ法第63条に基づく保護費の返還金額の決定などを行うことができないとはいえない。このことは、処分庁が、請求人からの収入申告のないまま、職権により平成21年1月28日付けで当該年金に係る法第63条に基づく保護費の返還金額決定処分を行っている(請求人のが同年2月27日付けで提起した審査請求に係る処分庁からの提出資料による。)ことからも明らかである。したがって、原処分は、保護の決定上必要不可欠とまではいえない指示に違反



したことを理由に保護を停止したこととなり、適当とはいえない。

(ウ) また、平成20年11月21日付けの弁明の機会の通知において、請求人が指示に従っていないので弁明の機会を設けるとしているが、指示書において当該年金受領の届出期限を明記していないので、いつの時点で指示に従っていないと判断できるのかが不明確である。処分庁は、平成20年11月14日の年金の入金について、同月21日に、申告がなく指示に従っていないと判断しているが、期限を設定していない指示では、処分庁の恣意によっていつの時点でも指示に従わなかったと判断できることとなり不適当である。したがって、指示に従っていないと判断する客観的根拠があるとはいえず、この点においても原処分は、不適当である。

よって、主文のとおり裁決する。

平成22年10月14日

北海道知事 高橋はる一世書写

過過

教 示

この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に再審査請求をすることができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

2 この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所にこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。